

次世代育成支援対策促進法に基づく
国立大学法人香川大学行動計画（第3期）

仕事と子育てを両立できる職場環境の整備をはかり、職員が生き生きとしてそれぞれの能力を十分発揮できるよう、次により行動計画を策定・実施する。

- 1 計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間
- 2 推進体制
職業家庭両立推進者を責任者として年度毎に目標の実施状況を調査し、分析・評価を行う。
- 3 目標及び対応策

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- (目標1) 仕事と子育ての両立等に関する相談体制を整備する。
(対応策) 計画期間内に以下の項目を実施する。
① 相談内容・体制等について具体的検討を行う。
② 相談業務担当者への研修等を実施する。
③ 相談窓口又は相談員等を設置し、職員に周知する。
- (目標2) 育児支援制度の整備・拡充を図る。
(対応策) 計画期間内に以下の項目を実施する。
① 情報収集（公的制度・他機関の実施例・職員へのニーズ調査等）を行う。
② 制度の整備・拡充について具体的検討を行う。
③ 関係規則の改正を行い、職員に周知する。
- (目標3) 出産・育児支援制度を利用しやすい環境・風土づくりに取り組む。
(対応策) 計画期間内に以下の項目を実施する。
① 出産・育児支援制度に関するパンフレットやHPの充実を図る。
② 定期的に両立支援等に関する情報提供を行う。
③ 育児休業中の職員に対するサポート体制（情報提供等）を整備する。
④ 制度非利用者との均衡を確保しつつ、現行の人事待遇制度の仕組みを見直し、明確化する。
⑤ 採用時や研修等の機会に出産・育児支援制度等について周知し、両立支援に対する意識を醸成する。
⑥ 管理者に対し、行動計画、諸制度、両立支援等に関する教育・啓蒙を行う。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- (目標1) 時間外勤務の削減及び休暇の取得促進を図る。
(対応策) 計画期間内に以下の項目を実施する。
① 「時間外勤務の削減」及び「休暇の取得促進」に対する取り組み計画を各部署で策定し、実施する。
② 管理者に対し、時間外勤務の指示方法・管理方法についての指導を行う。
③ 「時間外労働・休日労働に関する協定書」の特別条項に記載の延長時間の短縮を検討する。
④ ワークライフバランスに関するセミナーを開催し、働き方の見直しに対する意識啓発を行う。